

よくあるご質問(しつもん)(やむを得ない事情による転籍関係【技能実習生向け】)

No.	質問内容	回答
○ 申出書(もうしでしよ)・対応通知書(たいおうつうちしよ)に関(かん)するもの		
1-1	<p>監理団体(かんりだんたい)に実習先(じっしゅうさき)を変更(へんこう)する相談(そうだん)をしたら、申出書(もうしでしよ)を出(だ)すよう言(い)われました。申出書(もうしでしよ)はどこでもらえますか。</p>	<p>外国人技能実習機構(OTIT)のウェブサイトにあります。印刷(いんさつ)する必要(ひつよう)があります。自分(じぶん)で印刷(いんさつ)することができない場合(ばあい)には、監理団体(かんりだんたい)に印刷(いんさつ)してもらえないか聞(き)いてください。</p> <p>なお、申出書(もうしでしよ)は「技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)のみなさまへ」にあります。</p> <p style="text-align: center;">https://www.otit.go.jp/tenseki/#ginou_jisssyu</p>
1-2	<p>申出書(もうしでしよ)の書(か)き方(かた)が分(わ)からないので、機構(OTIT)で書(か)いてくれませんか。</p>	<p>申出書(もうしでしよ)の記載例(きさいれい)が機構(OTIT)のウェブサイトにありますので、参考(さんこう)にして書(か)いてください。</p> <p>なお、日本語(にほんご)で書(か)くのが難(むずか)しい場合(ばあい)は母国語(ぼこくご)で書(か)いてもよいです。その場合(ばあい)は、実習実施者(じっしゅうじっしや)又は監理団体(かんりだんたい)に出(だ)す時(とき)に、監理団体(かんりだんたい)の通訳人(つうやくにん)から、書(か)いた内容(ないよう)について説明(せつめい)・翻訳(ほんやく)をしてもらってください。</p> <p style="text-align: center;">https://www.otit.go.jp/tenseki/#ginou_jisssyu</p>
1-3	<p>母国語(ぼこくご)の申出書(もうしでしよ)がありません。どうすればよいですか。</p>	<p>機構(OTIT)のウェブサイトには9か国語(こくご)(ベトナム語(ご)、中国語(ちゅうごくご)、フィリピン語(ご)、インドネシア語(ご)、タイ語(ご)、カンボジア語(ご)、ミャンマー語(ご)、英語(えいご)、モンゴル語(ご))で書(か)かれた申出書(もうしでしよ)があります。ウェブサイトのない言語(げんご)については日本語(にほんご)の申出書(もうしでしよ)に書(か)いてください。その場合(ばあい)、母国語(ぼこくご)で書(か)いてもよいですが、監理団体(かんりだんたい)の通訳人(つうやくにん)から、書(か)いた内容(ないよう)について説明(せつめい)・翻訳(ほんやく)をしてもらってください。</p> <p>なお、申出書(もうしでしよ)は「技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)のみなさまへ」にあります。</p> <p style="text-align: center;">https://www.otit.go.jp/tenseki/#ginou_jisssyu</p>

よくあるご質問(しつもん)(やむを得ない事情による転籍関係【技能実習生向け】)

No.	質問内容	回答
1-4	監理団体(かんりだんたい)が遠(とお)くにあるため、申出書(もうしでしょ)を郵便(ゆうびん)で送(おく)ってもよいですか。	<p>郵便(ゆうびん)で送(おく)ることもできますが、書(か)き間違(まちが)いがあるともう一度(いちど)郵便(ゆうびん)で送(おく)ることになるので、書(か)き間違(まちが)いがないか確(たし)かめた上(うえ)で、郵便(ゆうびん)で送(おく)るようにしてください。</p> <p>なお、郵便(ゆうびん)で送(おく)る時(とき)には、監理団体(かんりだんたい)が受(う)け取(と)っていないといったトラブルが起(お)こらないよう、できるだけ記録(きろく)が残(のこ)るようにして(特定記録(とくていきろく)・簡易書留(かんいかきとめ)等(など)で)、送(おく)ってください。</p>
1-5	申出書(もうしでしょ)のチェック欄(らん)に書(か)かれている内容(ないよう)が分(わ)かりません。どこかに細(こま)かく書(か)かれた内容(ないよう)はありますか。	<p>申出書(もうしでしょ)のチェック欄(らん)についての細(こま)かい内容(ないよう)は機構(OTIT)のウェブサイトにありますので、そちらを見(み)てください。</p> <p>なお、申出書(もうしでしょ)は「技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)のみなさまへ」にあります。</p> <p style="text-align: center;">https://www.otit.go.jp/tenseki/#ginou_iissyu</p>
1-6	申出書(もうしでしょ)に書(か)く内容(ないよう)は、どれぐらい細(こま)かく書(か)く必要(ひつよう)がありますか。日(ひ)にちまで書(か)いていないと受(う)け取(と)ってもらえませんか。	<p>申出書(もうしでしょ)を書(か)くための例(れい)がウェブサイトにあるので見(み)てください。細(こま)かく書(か)かれていないことを理由(りゆう)に受(う)け取(と)らないということはありませんが、申出書(もうしでしょ)に書(か)いた内容(ないよう)を基(もと)にして監理団体(かんりだんたい)が調(しら)べるため、できるだけ細(こま)かく書(か)いてください。</p> <p>なお、申出書(もうしでしょ)は「技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)のみなさまへ」にあります。</p> <p style="text-align: center;">https://www.otit.go.jp/tenseki/#ginou_iissyu</p>
1-7	対応通知書(たいおうつうちしょ)が日本語(にほんご)で書(か)かれているため内容(ないよう)が分(わ)かりません。どのようにしたらよいですか。	<p>監理団体(かんりだんたい)の通訳人(つうやくにん)から教(おし)えてもらってください。</p>
○ やむを得(え)ない事情(じじょう)に関(かん)するもの		
2-1	監理団体(かんりだんたい)の回答(かいとう)に納得(なっとく)できないときは、機構(OTIT)で実習先(じっしゅうさき)を変(か)えるために助(たす)けてくれますか。その場合(ばあい)、機構(OTIT)のどこに相談(そうだん)すればよいですか。	<p>監理団体(かんりだんたい)に「やむを得(え)ない事情(じじょう)」がないと言(い)われたことについて不服(ふふく)がある場合(ばあい)には、機構(OTIT)へ相談(そうだん)をすることができます。</p> <p>まずは、不服(ふふく)があることを母国語相談(ぼこくごそうだん)又は機構地方事務所(きこうちほうじむしょ)・支所(ししょ)あてに相談(そうだん)してください。</p> <p>その上(うえ)で、機構(OTIT)が調(しら)べて、やむを得(え)ない事情(じじょう)があった場合(ばあい)は、監理団体(かんりだんたい)に実習先(じっしゅうさき)を変(か)えるよう機構(OTIT)から言(い)うこととなります。</p>

よくあるご質問(しつもん)(やむを得ない事情による転籍関係【技能実習生向け】)

No.	質問内容	回答
○ 在留資格(ざいりゅうしかく)の取扱(とりあつか)いに関(かん)するもの		
3-1	次(つぎ)の実習先(じっしゅうさき)を探(さが)している間(あいだ)のアルバイトの許可(きょか)がほしいです。アルバイトはどんな仕事(しごと)でもよいですか。	アルバイトの許可(きょか)は入管(にゅうかん)で手続(てつづき)を行(おこな)った場合(ばあい)に、一週間(いっしゅうかん)につき28時間(じかん)まで働(はたら)けるとされていますが、くわしくは入管(にゅうかん)に相談(そうだん)してください。
3-2	新(あたらしい)実習先(じっしゅうさき)が見(み)つからなかったの で、特定技能(とくていぎのう)になるための特定活動(とくていかつどう)に 変(か)えたいのですが、どうすればよいですか。	<p>特定技能(とくていぎのう)になるための特定活動(とくていかつどう)は、技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)が、監理団体(かんりだんたい)等(など)が3か月以上(げついじょう)、実習先(じっしゅうさき)を変(か)えようとして動(うご)いても、実習先(じっしゅうさき)を変(か)えることが難(むずか)しい場合(ばあい)に、会社(かいしゃ)で働(はたら)きながら特定技能(とくていぎのう)になるための技能試験(ぎのうしけん)と日本語試験(にほんごしけん)を受(う)けるための在留資格(ざいりゅうしかく)です。</p> <p>働(はたら)く会社(かいしゃ)は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人(とくていぎのうがいこくじん)を1年以上(ねんいじょう)受(う)け入(い)れたことがある会社(かいしゃ)であること ・ 日本人(にほんじん)と同(おな)じかそれ以上(いじょう)の給料(きゅうりょう)が払(はら)われること ・ 法律(ほうりつ)を守(まも)っており、問題(もんだい)なく働(はたら)くことができる会社(かいしゃ)であること ・ 技能(ぎのう)や日本語(にほんご)を学(まな)ぶための支援(しえん)と、普段(ふだん)の生活(せいかつ)等(など)をするために助(たす)けてくれること ・ 技能実習(ぎのうじっしゅう)を行(おこな)っていた仕事(しごと)と同(おな)じような仕事(しごと)であること ・ 同(おな)じ仕事(しごと)での技能実習生(ぎのうじっしゅうせい)を受(う)け入(い)れていない会社(かいしゃ)であること <p>などに当(あ)てはまる必要(ひつよう)があるとされていますが、くわしくは入管(にゅうかん)に相談(そうだん)してください。</p>